

## 教員免許更新制の存続を求める意見書（案） 反対討論発言書

2010. 3. 24 会派社民 森 一敏

私は、会派社民を代表して、教員免許更新制の存続を求める意見書（案）に対して、反対の立場から討論を行います。

2007年6月、今にして思えば余命3ヶ月となっていた安倍内閣の下で、教員免許法改悪が強行され、教員免許更新制が導入されました。この更新制によって、教員免許に10年の期限が付され、自己負担による更新講習30時間が義務づけられました。

本制度は、数多ある専門職や公務職免許状の中でひとり教員免許に期限を定め、更新講習の結果次第では失職に追い込むという著しく均衡を失ったものであり、諸外国でもほとんど例を見ない特異な制度となっています。また、既に資格を持つ者の身分保障原則に抵触する法的にも不合理な制度は、教員をねらい打ちにした「いじめ」の制度化とまで揶揄される所以です。

加えて学校現場においては、更新講習と現職研修との重複や不整合が、多忙化を極める教職員から子どもと向き合う時間を奪うという弊害や、既に深刻化している臨任講師の不足、さらには、この先の教員不足に拍車がかかるなどの学校教育の土台を揺るがしかねないような懸念が生じています。

こうした制度の実態や憂慮を踏まえ、昨秋成立した鳩山連立政権は事業仕分けを行い、教員の資質向上効果への疑問から、制度廃止を方針化し、更新制の効果検証と共に新たに養成・採用・研修を一体のものと捉えた抜本改革のための調査事業を予算化したところで

す。さて、本意見書案が述べるまでもなく、「最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、教育の水準を維持発展させること」は、否定されることではありません。その手法が問われているのです。

今日まで、学習指導、生徒指導から部活動、家庭との連携、諸事務まで広範囲の仕事をこなし、担当児童生徒数が多いにもかかわらず、高い水準の教育実績を上げてきた日本の教員のコストパフォーマンスは国際的に高い評価を受けています。ところが、それに反して、我が国の教員評価と研修制度は、国連・ユネスコ、ILOなどから度々是正勧告を受けてきているのです。

最近では、新自由主義的な教員評価システムとして導入された指導力不足教員研修制度や人事考課制度が抑圧的であるとの教職員団体からの訴えを受けて、2008年4月、ILOとユネスコによる共同委員会「CEART」が来日調査を行いました。そして、その年の10月29日、日本政府へ「1966年及び1997年の教員の地位に関する勧告不遵守に係る中間報告」と題する第4次勧告が行われました。その中で、ユネスコの1966年勧告が、監督制度と呼ぶものの運用に当たっては、「教員の自由、創意及び責任」を損なうことのないよう、専門的職務遂行を奨励及び支援することが中心でなければならぬと強調していることを引いています。その上で同勧告は、近年の日本の教員に対する評価制度が教員団体との十分な対話とそれらの関与がなく一方的に導入、運用されてきたことに懸念を表明し、同僚性と専門職的協働という日本の特質に依拠して制度の検証と修正を行うべきであると勧告しています。すなわち、資格専門職たる教員の資質の向上には、学

校や子どもたちから引き離れた場での研修ではなく、日々の学校での協働にこそ研鑽の中心が置かれるべきであると説いているのです。

制度の目的として教員の資質の向上と教育水準の維持発展を謳う点で研修制度と相通じる教員の免許更新制が、国際条約にもとづくCEARTの勧告に著しく反し、教育発展の国際的潮流に逆らった時代錯誤であることを認識すべきです。

国や行政が行うべきことは、世界の教育先進国に学んで、教員敵視を止め、教員が教育活動に専念できる人的、物的、経済的条件整備を専らとすることです。政府におかれては、免許更新制の廃止に伴って、学校現場や教職員団体との十分な対話の下で、教員養成から現職研修までを通じた一貫的的制度設計を行い、教職員集団のパートナーシップにより自主的で創造的な自己研鑽を主とする新たな制度を構築されるよう大いに期待を致します。

以上の立場から、私ども会派社民は、更新制の存続を求める同意見書案に反対を表明します。これをもちまして、反対討論を終わります。